

令和8年度 岐阜市成年後見センター事業計画

1 目的

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせる地域づくりを目指し、広く市民の成年後見制度に関する支援を行う。

2 具体的な取組

(1) 成年後見制度等の周知・啓発

- ・市民及び関係機関へ成年後見制度の周知、啓発を行う。
- ・地域包括支援センター等の福祉関係者へ成年後見制度に関する研修会を実施する。
- ・市民向けの成年後見制度に関する講演会等を行う。

(2) 成年後見制度等に係る相談対応

- ・市民、福祉関係者から成年後見制度等に係る相談に幅広く対応し、必要に応じて自宅、施設等の訪問、資料の作成、同行支援、会議への参加、関係機関への連絡調整及び連携等を行う。
- ・支援対象者ごとに身体や世帯等の状況、支援内容、支援経過等の記録を作成し、相談内容や件数の把握をする。
- ・弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士いずれかの専門職を配置して相談会を開催する。

(3) 成年後見制度利用促進

- ・市長申立ケース等において、支援の方向性、受任する専門職の調整等を行うための、ケース検討会議を開催する。
- ・ケース検討会議の参加者は、必要に応じて専門職、行政、地域包括支援センター等を招集する。
- ・日常生活自立支援事業との連携を図り、必要に応じて支援対象者の日常生活自立支援事業の導入に向けた調整を行う。また、必要に応じて日常生活自立支援事業の利用者から法人後見への切り替えについて調整を行い、法人後見運営委員会との連携を図る。
- ・岐阜県等の動向を確認しながら、市民後見人の養成について、情報の収集、会議への参加、その他必要な事項について対応を行う。

(4) 後見人支援

- ・後見人等（親族後見人を含む）から被後見人に関する相談を幅広く対応し、必要に応じて自宅、施設等の訪問、資料の作成、同行支援、会議への参加、関係機関への連絡調整及び連携等を行う。
- ・市長申立ケースの審判確定後、後見人、被後見人、支援関係者等を交えて会議等を行い、被後見人の支援体制の構築、後見人との連携を図る。

(5) 不正防止効果

- ・専門職や行政等の関係者を交えたネットワーク構築会議を開催し、センターの活動実績報告、成年後見制度における課題抽出及び検討、事例検討等を行い、関係者間のネットワーク構築を図る。

3 スケジュール

月	周知・啓発	相談対応	利用促進	不正防止効果
4月		専門職相談会 (弁護士)	ケース検討会議	
5月		専門職相談会 (司法書士)	ケース検討会議	
6月	○福祉関係者向け研修会	専門職相談会 (社会福祉士)	ケース検討会議	
7月	○岐阜市成年後見センター 通信発行 ○社協だより掲載	専門職相談会 (行政書士)	ケース検討会議	
8月	○市民向け講演会	専門職相談会 (弁護士)	ケース検討会議	
9月		専門職相談会 (司法書士)	ケース検討会議	
10月		専門職相談会 (社会福祉士)	ケース検討会議	ネットワーク構築会議
11月	○福祉関係者向け研修会 ○社協だより掲載	専門職相談会 (行政書士)	ケース検討会議	
12月		専門職相談会 (弁護士)	ケース検討会議	
1月		専門職相談会 (司法書士)	ケース検討会議	
2月	○岐阜市成年後見センター 通信発行	専門職相談会 (社会福祉士)	ケース検討会議	
3月		専門職相談会 (行政書士)	ケース検討会議	